

評定制度に係る論点（1）

2005年3月

金融庁検査局

目次

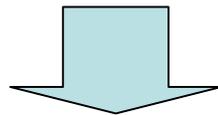
- 背景 (1) ~ (5) P. 3 ~ 7
- 評定制度の意義
(1) ~ (4) P. 8 ~ 11
- 評定制度のあり方
(1) ~ (4) P. 12 ~ 15

背景(1)「金融改革プログラム」

- 局面の転換

「不良債権問題への緊急対応」

→ 「将来の望ましい金融システムを目指す
未来志向の局面」



- 評定制度の導入等の検討

望ましい金融システムを「官」の主導ではなく
「民」の力により実現するための具体的施策の
1つとして提案

背景(2) 金融システムをめぐる環境

- 不良債権問題→管理可能なレベルに収束
- 規制緩和・技術革新・グローバル化の波
→新たなビジネスモデルの可能性
- 守りのリスク管理から攻めのリスク管理へ
- 内部管理態勢と市場規律を結ぶガバナンスがより重要に

背景(3)金融当局のミッション

- 「民」の活力と「官」の役割
- 金融機関の業務の健全性及び適切性の確保は、まず金融機関の自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならない。
- 当局の関与→利用者の保護、金融機能の安定、金融の円滑確保の観点から必要な範囲に限定されるべきか。

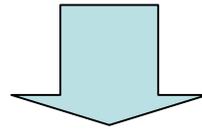
背景(4)金融検査の基本的考え方

- 「金融検査マニュアル」が目指す新検査方式
 - 金融検査の3原則
補強性の原則、実効性の原則、効率性の原則
 - 内部管理態勢に焦点を合わせたプロセス・チェック
- 不良債権問題への緊急対応を優先
 - ⇒実施後5年余を経過。しかし新検査方式への移行は、いまだ途半ばか。



背景(5) 金融検査のあり方

- 全体の局面は「危機対応」から「未来志向」に転換

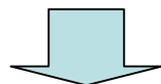


- 新たな局面の中で、新検査方式への移行に、改めて、推進をかける時期か
 - 検査のあり方も、信用リスクに重点を置いたものから、より多面的でメリハリの効いたものへの多様化・高度化が必要ではないか

評定制度の意義(1)

- 「官」から「民」へ⇒インセンティブ重視の検査のあり方を考える必要
- 「金融検査マニュアル」を施行後6年目、マニュアル検査も3巡目に⇒金融機関と検査官の目線に、ある程度の統一感

〔金融機関の自己責任に基づくリスク管理〕
〔態勢も整備されつつあるか。〕



金融検査の結果について、指摘事項の記述に加え、段階評価を行えば金融機関の経営改善に向けての動機付けにならないか。

評定制度の意義(2)

- 評定結果を選択的行政対応にいかに関結びつけるべきか。
 - 動機付けの意味合いが高められるか。
 - 効率的・実効的検査の実施に資するか。
 - 金融行政の透明性と予見可能性が向上するか。

評定制度の意義(3)

- 当局評定の目的
 - 評定結果を、検査の濃淡や監督上の対応に反映させ、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営改善に向けた動機付けを行うこと
- 民間の格付機関の格付けの目的
 - 投資家や債権者等に債務者の債務履行能力を示すこと

評定制度の意義(4)

- 検査の濃淡をつける対象をどうするか。
 - － 「検査頻度」、「検査範囲」、「検査深度」？
- 検査の濃淡をつけるメルクマールのあり方は？
 - － 資産内容に偏ることなく、広く、リスク管理態勢やコンプライアンス等の要素も取り込んでいくべきか。
- 評定制度と監督の対応との連携を強化していく必要はないか。

評定制度のあり方(1)

- 評定制度を考える際の視点
 - インセンティブの視点
金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付け
 - ミッションの視点
金融庁に期待される任務に則った評定制度
 - メリハリの視点
検査の効率性と実効性の向上

評定制度のあり方(2)

- 金融機関のリスク特性や規模を踏まえた評価が重要ではないか
 - 機械的・画一的な判断に陥らないように
 - 適切なリスク管理と必要なリスク・テーク
 - 地域金融機関の検査
 - ・ 中小企業等への融資を通じた地域貢献等の評価については、オフサイト・モニタリングの結果を踏まえつつ、検査においても、検査マニュアル別冊に基づき、金融機関が、地域の中小企業等と緊密なリレーションシップを築き、能動的なリスク管理態勢を確立しているか否か等を確認すべきか。
 - オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク特性を十分踏まえるのが基本か。

評定制度のあり方(3)

- 収益力の評価をどうすべきか
 - － 金融機関は、リスクに見合ったリターン確保に努めるべき。しかし、当局が、敢えて検査という手法でチェックすべきかどうかは別問題か
 - － 規制緩和、技術革新、グローバル化等の進展を背景に、金融機関の戦略的な「選択と集中」の幅は急拡大
 - － 金融機関が自ら望むべきリスク・リターンのモデルを選び取る時代であり、当局が一定のモデルを押し付けることは問題なしとはしないのではないか
 - － オフサイト・モニタリングにより、総合的な観点から、リスク・リターン特性の実態を確認するのは当然としても、さらに進んで立入検査という手法を敢えて用いて収益力をチェックすることには慎重たるべきか

評定制度のあり方(4)

- 経営管理（ガバナンス）の評価
 - ガバナンスは、企業価値そのものであり、また、健全かつ適切な業務運営そのものであることから最重要項目ではないか。
 - ガバナンス実証主義
経営管理の質は、個々のリスク管理のあり方をボトムアップ的に検証していく過程で浮き彫りにされていくべきもの。独立した評価項目とすることは、むしろそのリンクをかえってぼやかすことにならないか。